

地域のリーダーを目指す女性応援研修 募集要項

1 趣 旨

国際的な視野を持ち、地域の男女共同参画推進に向けた活動に取り組む女性の人材を育成します。

2 事業の内容

(1) 基礎研修

男女共同参画に関する基本的な知識を習得するほか、地域のリーダーとして活動してきたロールモデルの活動体験を聴くことで、今後の活動のヒントを探ります。

- (開催日時) 11月20日(水)
(場 所) 福岡県庁会議室(福岡市内)
(内 容) 講義、グループワーク

(2) 県外研修(東京都)

(日 程) 12月6日(水)～12月8日(金) (2泊3日)

① NWE Cグローバルセミナー

国立女性教育会館(NWE C)が開催する女性の人権やエンパワーメントについて、海外の専門家を交えて国際的見地から考えるシンポジウムへ参加します。

- (場 所) 主婦会館プラザエフ(東京都千代田区)
(内 容) 主題「女性の活躍推進に向けた取組 ドイツの経験から考える」

② 講座「女性の視点を生かしたまちづくり」(仮題)

- (講 師) 萩原なつ子氏(立教大学21世紀社会デザイン研究科 教授)
(場 所) 国立オリンピック記念青少年総合センター

③ 駐日外国公館訪問(調整中)

男女共同参画に関する現状や課題について、大使館職員の方からお話ししていただきます。

(3) 報告書の作成・提出

基礎研修・県外研修を受けて、その結果をとりまとめた報告書を作成していただきます。

3 募 集

(1) 募集人員 : 団員20名程度

(2) 募集期間 : 平成29年9月20日(水)～10月13日(金)

(3) 応募資格 : 次の条件をすべて満たす女性の方です。

① 年齢及び居住地

県内に居住し、平成29年4月1日現在、満20歳以上65歳以下の方
(昭和26年4月2日～平成9年4月1日生まれの方)

② その他

ア 参加者は、2の全ての研修に参加できることが必要です。

イ 地域団体、グループ等に所属し、男女共同参画等に関する活動を行っており、研修終了後、地域でより積極的な活動をすることが期待できる方を対象とします。

ウ 会社などに勤務されている方は、研修へ参加することについて、勤務先の承諾を得てください。

エ 以下に該当する方は研修を受講できません。

- 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団(同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- 健康上、本研修の全てに参加することに支障がある者(食材等のアレルギーがある方は、別途それに対応する食事の準備等はできませんので、ご了承ください。)

4 応募方法

次の書類各1通をとりそろえ、居住地の市町村（男女共同参画行政主管課）へ10月13日（金）午後5時までに提出してください。

なお、北九州市、福岡市に在住の方は、次の各市役所に持参または郵送してください（区役所での受付は行っておりません。）

- 北九州市：北九州市総務局女性の輝く社会推進室男女共同参画推進課
（〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1 電話 093-582-2405）
- 福岡市：福岡市市民局男女共同参画部男女共同参画課
（〒810-8620 福岡市中央区天神1-8-1 電話 092-711-4107）

※ 市町村長は、応募書類をとりまとめのうえ、10月18日（水）までに、実行委員会事務局（福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課）へ提出してください。

【応募書類】

- ・ 参加申込書（様式1）
- ・ 所属する団体等の長の推薦書（様式2）
他市町村にまたがるような広域の団体の場合は、市町村単位程度の組織の長の推薦書でも構いません。
- ・ 会社などに勤務されている方については、勤務先所属長の承諾書（様式3）

5 参加者の選考、決定

実行委員会が別に定める選考基準に基づき、選考を行い、参加者を内定し、本人に通知します。選考の際は面接を行います。

面接日：平成29年10月27日（金）

場 所：福岡市内

6 参加資格の取消し

- (1) 参加者として決定された方で、国内研修出発前に、健康上の理由または派遣に不適当な事由が生じた場合は、参加者としての資格を取り消します。
- (2) 国内研修へ出発後に、参加者としてふさわしくない行為があった方については、参加者の資格を取り消し、以後の研修参加を認めません。

7 参加費

- (1) 参加者として参加する方には、研修事業に要する次の経費を負担していただきます。
 - ① 事前にお支払いただく必要があるもの
航空運賃等交通費及び宿泊代として **55,000円**程度（金額は、少額ですが変化する場合があります。）
 - ② 随時お支払いただく必要があるもの
基礎研修の参加に係る費用、県外研修に係る①以外の費用（現地での交通費、食費等）、旅行傷害保険料等個人の負担に属する費用
- (2) その他
 - ① 負担金は、事前に指定された期日までに納入するものとし、納入されたお金は原則として返金しません。
 - ② 県外研修中の災害（天災、火災、不慮の災害等）、事故、個人の不注意等で主催者の責に帰さない理由によって生じる参加者の損害等については、主催者は責任を負わないものとします。

9 問い合わせ先

| |
|---|
| 福岡県地域のリーダーを目指す女性応援事業実行委員会事務局 福岡県人づくり・県民生活部男女共同参画推進課内 〒812-8577 （福岡市博多区東公園7-7） 電話：092-643-3391 / FAX：092-643-3392 メール：danjo@pref.fukuoka.lg.jp |
|---|